

年金給付額の据え置き等に関する意見書

年金受給者にとっては、昨年４月から実施された物価スライドによる年金額の引き下げに加え、低金利、介護保険料の負担増及び医療費の一部負担の引き上げ等により年金の価値が減少している。

このような状況の中、さらに国では年金制度そのものの見直しとして年金給付額を引き下げ、また、年金に対する課税強化を図ろうとしており、今国会に関係改正法案を提出していることは、年金受給者の生活不安を一層助長させるものである。

よって、国においては、厚生年金等公的年金で生活している人の思いを真摯に受けとめ、次の事項を実施するよう強く要請するものである。

記

- 1 年金額の引き下げは、現役世代にとっても公的年金に対する信頼を失わせることになるので、平成16年の年金改正に当たっては、年金額の引き下げを行わないこと。
- 2 年金受給者が生活設計の変更をすることなく、安心して老後生活がおくれるよう特例措置などを講じ、物価スライドの凍結により年金給付額を据え置くこと。
- 3 平成12年度の年金改正法附則に盛り込まれた基礎年金の国庫負担割合については「平成16年度までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合を2分の1への引き上げを図ることとする」とされていることにかんがみ、早急に所要の措置を講じ、国庫負担割合を引き上げ、現役世代の保険料負担の緩和及び年金に対する国民の不

安を解消し、安定した年金制度を構築すること。

- 4 年金に対する課税強化は、年金の実質的な価値が目減りすることになるので、公的年金に対する課税強化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 3 月 22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
厚生労働大臣	坂	口	力	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様